

○立山町建設工事等指名停止要領

令和6年9月30日

告示第131号

立山町建設工事等指名停止要領を次のように定める。

立山町建設工事等指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の購入及び役務の提供等(以下「町工事等」という。)の入札参加の有資格業者の指名停止、指名停止の期間の変更及び指名停止の解除(以下「指名停止等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(有資格業者)

第2条 この要領において、「有資格業者」とは、立山町建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。

(指名停止)

第3条 町長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 町長が前項の規定により指名停止を行ったときは、町工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うもの

とする。

- 3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に規定する指名停止の期間の短期より短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に規定する指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24月を超える場合は24月)まで延長することができる。

(指名停止の期間の変更又は指名停止の解除)

第6条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前条又は次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 2 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 町長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第10号又は第13号に該当したとき。
- (2) 別表第2第10号から第15号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第10号から第12号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定による各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為(同法第2条第5項の入札談合等関与行為をいう。)があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第10号から第12号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 町職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項の行為をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項の規定による談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第13号から第15号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止等の決定)

第8条 町工事等及び町が指導監督の責にある機関等が発注する工事等に係る指名停止等は、立山町請負工事等入札参加業者選定委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、町長が決定するものとする。

(指名停止等の通知等)

第9条 町長は、前条の決定を行ったときは、当該有資格業者に対し遅滞なくその内容を通知するとともに、その概要を公表するものとする。

2 町長は、前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等が町工事等に係るものであるときは、町長は当該有資格業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(一般競争入札の参加資格の停止)

第10条 一般競争入札の入札参加資格確認申請期限の日から当該入札までの間において、町から指名停止を受けた有資格業者は、一般競争入札の参加資格を停止するものとする。

(随意契約の制限)

第11条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者については、町工事等の随意契約の相手方とすることができないものとする。ただし、当該業者と契約を締結しなければ町工事等の目的を達することができない特別の理由がある場合で、町長の承認があったときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第12条 町長は、町工事等の全部若しくは一部を、指名停止の期間中の有資格業者が下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

第13条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に行われている指名停止、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされた行為とみなす。

- 3 この告示の施行の日から刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日の前日までの間における別表2の規定の適用については、同表中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

別表第1(第3条関係) 現場事故等に対する措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) (1) 町工事等及び町が指導監督の責にある機関等が発注する工事等(以下「町発注工事等」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以下
(過失による粗雑工事等) (2) 町発注工事等の施工にあたり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以下
(3) 県内における工事等で町発注工事等以外のもの(以下「県内の町以外発注工事等」という。)の施工にあたり、過失により当該工事等を粗雑にした場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以下
(契約違反) (4) 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工にあたり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以下
(公衆損害事故) (5) 町発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以下
(6) 県内の町以外発注工事等の施工にあたり、安全	当該認定をした日から

管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 月以上 3 月以下
(工事等の関係者事故) (7) 町発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以下
(8) 県内の町以外発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以下

別表第 2 (第 3 条関係) 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措置要件	期間
(贈賄) (1) 次のア、イ又はウに掲げる者が、町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	逮捕又は公訴を知った 日から 8 月以上 24 月以下 6 月以上 18 月以下 4 月以上 12 月以下
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った 日から 6 月以上 18 月以下

イ 一般役員等 ウ 使用人	4 月以上12月以下 2 月以上 6 月以下
(3) 次のア又はイに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上18月以下 2 月以上 6 月以下
(暴力団関係者) (4) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該事由に該当しなくなったと認めた日まで
(5) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以下
(6) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以下
(7) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以下
(8) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以下

(9) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、町発注工事等に関し、暴力団関係者から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず、町に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとき。	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以下
(独占禁止法違反行為) (10) 町発注工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 24 月以下
(11) 県内の町以外発注工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4 月以上 18 月以下
(12) 県外の公共機関の発注工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 18 月以下
(競売入札妨害又は談合) (13) 次のア又はイに掲げる者が町発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った 日から 8 月以上 24 月以下 6 月以上 24 月以下
(14) 次のア又はイに掲げる者が県内の町以外発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った 日から 6 月以上 24 月以下 4 月以上 24 月以下
(15) 次のア又はイに掲げる者が県外の工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った 日から 6 月以上 24 月以下

イ 一般役員等又は使用人	2 月以上24月以下
(建設業法違反行為)	
(16) 町発注工事等に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以下
(17) 富山県、新潟県及び石川県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以下
(不正又は不誠実な行為)	
(18) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以下
(19) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以下